

平成21年
10月より

65歳以上の年金受給者で、
住民税を納税されている方に
お知らせです。



住民税の年金からの 引き落としが始まります。

〈特別徴収制度〉

〈特別徴収制度〉とは、年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市区町村へ直接納入することです。

現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方には、年4回、役所(場)や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市区町村へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、市区町村の事務の効率化が図られるものと見込まれます。

これまで



年金の支給



年金受給者



住民税納付



金融機関などの窓口
役所、役場の窓口

市区町村

平成21年
10月から



住民税額を引いた
年金額
年金の支給



年金受給者



住民税
市区町村へ直接納入

年金保険者
(社会保険庁など)

市区町村

新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)の導入は、納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし制度へのご理解をよろしくお願いいたします。詳しくは裏面をご覧ください。→